

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

猪苗代町上下水道課より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者は 令和元年10月1日より 5年ごとの更新が必要になりました

●令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。有効期間が従来の無期限から**5年間**となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。
※政令の規定により、旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日(5年)

初回更新の申請期間については、手続きの平準化のため、複数回に分散して実施する予定です。更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、郵送にてお知らせいたします。
※なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

○指定更新手数料

- ・1件につき、10,000円(非課税)
(猪苗代町水道事業条例第33条の規定)

●指定更新の要件は新規指定と同様となります。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に、業務内容や有資格者の従事状況、研修の受講状況などを確認することがあります。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

◇更新申請についてのお問い合わせは

猪苗代町上下水道課 TEL:0242-62-5622